

滋賀県文化審議会 第37回会議 会議録

- ◆ 日 時 : 令和7年(2025年)11月27日(木) 10:00-11:40
◆ 開催場所 : 滋賀県大津合同庁舎7階7-A会議室
◆ 出 席 者 : 【委 員】
片山 委員(会長)、岡田 委員(会長代理)、井上 委員、上田 委員、落合委員、
金子委員、小林 委員(WEB出席)、洲鎌 委員、田村 委員、
(15名中9名出席)

【滋賀県】

笹山 文化芸術振興課長、雲出 文化芸術振興課美の魅力発信推進室長、
 大橋 文化財保護課文化財活用推進・新文化館開発準備室長
 文化芸術振興課、文化財保護課

- ◆ 議 題 : (1) 滋賀県文化振興基本方針(第4次)答申案について
◆ 発言内容 :

発 言 者	発 言 内 容
文化芸術振興課長	<ul style="list-style-type: none">■ 開会挨拶
文化芸術振興課	<ul style="list-style-type: none">■ 委員紹介および会議成立の確認■ 事務局出席者の紹介・配布資料の確認・諸連絡■ (1) 滋賀県文化振興基本方針(第4次)の答申案について 資料1、資料2、資料3にて説明。
井上委員	<p>第3次では、用語解説のページがあるが、第4次では、どのような用語を記載するのか。「滋賀キッズミュージアムネットワーク」について、説明する必要があると思う。その他、解説が必要と思われるものが、2~3個あった。</p> <p>また、資料3の項目5について、「オール関西」という記載があるが、このような公式な資料にじむ表現か。さらに、項目6の改定案について、「県内美術館等」と記載しているが、「等」には何が含まれているのか。</p> <p>また、本文中の「県内の美術館」と「県内美術館」という記載があるが、違いはあるか。</p> <p>最後に、本文中の記載では、「県立公文書館」を文化施設に含んでいるように思われる。公文書館の機能は、文化施設としての機能だけではないと思うが文化施設に含めていいのか。</p>
文化芸術振興課	<p>用語解説について、「滋賀キッズミュージアムネットワーク」を含め、必要な用語に対して記載する。また、「オール関西」の表現については、確認する。</p> <p>項目6の「県内美術館等」の等については、「滋賀キッズミュージアムネットワーク」の協定を締結した中には、県立文化産業交流会館もあるため、「等」と表記している。また本文中の「県内の美術館」と「県内美術館」という記載について</p>

発言者	発言内容
	<p>は、再度確認する。</p> <p>公文書館の記載については、委員ご指摘のとおり、文化施設としての機能だけではないが、文化施設に準ずる機能があるため、文化施設に含めて記載している。</p>
井上委員	<p>北部地域についての記載があり、関係する者としてありがたいが、北部地域と限定してしまうのではなく、文化芸術に関する機会が十分でないと思われる、例えば旧今津町なども含め、全域で記載してはどうか。</p>
文化芸術振興課	<p>北部地域について、県では、長浜、米原、高島の3地域を北部地域と捉えており、高島についても対象としている。</p>
上田委員	<p>資料3の項目13について、障害のある人が共生社会のために文化芸術に取り組んでいるわけではないという意見について、大切な観点だと思った。障害者も含めて、人びとがそれぞれの思いを実現するための文化芸術であり、共生社会のために従属するではないということを気付かされた。文化芸術の役割は一人ひとりの自由を実現するためであることを教えられた。</p> <p>デジタルアーカイブ、デジタルの利用について、A Iの進展は想像以上であり、本人が意図するしないにかかわらず、権利の侵害や剽窃に加担したり、逆に、侵害されている場合もある。そうした点に関して記述を補強すべき点はないか、確認しておきたい。</p>
落合委員	<p>たくさんご意見をいただき、いろんな方が文化芸術に触れていることが、活動をしているアーティストとしてうれしい。久末さんのように、アーティストが目に見える形で賞を取り、文化を振興していくことがアーティストの役割であると自覚した。</p> <p>資料3の項目37について、どの施設との連携なのかが分かりにくい。県内文化施設で開催するものを文化ホールで広報するなど、具体的に記載すると、意見された方の意向を反映できるのではないか。</p>
片山会長	<p>例えば、「分野を超えて」等の表現を加えてもいいかもしれない。</p>
金子委員	<p>違和感がある部分があるので、少し検討いただきたい。</p> <p>資料2の28ページ27行目「作品が高い評価」について、「が」ではなく、「も」としてはどうか。障害のある方の中で、専門的な教育を受けた方の作品も高い評価を受けていると思う。また、障害のない方で専門的な教育を受けていない方の</p>

発言者	発言内容
	<p>中にも、作品が高い評価を受けている方もおられると思うので、障害のある方も無い方も、専門的な教育を受けている人もいない人も、どちらも高い評価を受けることが伝わるように修正してはどうか。</p> <p>資料3項目5の移住支援について、移住された方の仕事につながる等、魅力発信だけでなく、もう少し記載できないか。</p>
文化芸術振興課	<p>項目13について、障害者の文化芸術活動に関してどのように記載すればいいか悩んでいる。「が」を「も」に修正する部分も含め、専門的な教育に基づかないもの、いわゆるアール・ブリュット作品として、高い評価を受けているから、社会参加につながっているという記載も誤りだと思う。こちらの表現について、全文、修正したい。</p> <p>移住支援について、移住してもらつたらいいわけではないので、こちらの表現についても修正したい。</p>
田村委員	<p>答申案にはキーワードがいくつか出ているが、全体に丸めた表現が多く使われていてインパクトが弱く、何を目指しているのかが伝わりにくく感じた。具体的な内容をもう少しちりばめられるとよいと思う。</p> <p>項目13については、かなり書き込まれているが、前段と後段のつながりが悪い、と思う。</p>
片山会長	<p>障害のある方の文化芸術活動については、これまで偏見を受けてこられたという歴史もあり、それを考慮しながらの記載が必要であると思う。</p>
田村委員	<p>項目2の陶芸について、美術、工芸に含まれていると言わればそうであるが、滋賀県としての特色として入れてほしいという御意見であった。特色をより引き出すために、キーワードとして、とがらせたほうが良いのではないかと思う。</p> <p>一方で、とがらせてしまうと、矛盾が発生することもあるので、御意見の趣旨を留意し、次回以降の議論に活かしていただきたい。</p>
洲鎌委員	<p>御意見を上手く反映されていると思う。答申案自体が充実してきており、今後、施策を取り組むにあたり、十分な方針になってきていると思う。</p> <p>文言としては、井上委員がお話しされたたように、「北部地域」と限定しているところが気になった。</p> <p>また、資料2の37ページ、イの部分について、23行目では、「文化ホール、美術館、博物館、図書館」と記載しているが、31行目と順番が違うので、意図はある</p>

発言者	発言内容
	<p>か。</p> <p>またA Iの進展が急速であり、活用機会も増えてきている。今後、多様な作品の生み出しかたや携わり方が想定され、表現の裾野はさらに広がっていくであろう。課題は多いものの、今後生じてくるであろうアートやアーティストの概念の変化にも対応していくけるような仕組みづくりも第5次以後には必要になってくるのではないか。</p>
小林委員	<p>資料2の12ページ、博物館法改正の記載について誤りがあるため、修正した方が良い。</p> <p>現状、博物館の設置主体が自治体、民間と多様化しており、その中で役割も運営主体も多様化している。「博物館の設置主体の<u>多様化</u>を図りつつその適正な運営を確保するため」部分の表記については「設置主体」の多様化を図ることが求められているわけではないので、改めた方がいい。</p> <p>法改正の目的は、多様化している役割に関して、博物館もしっかりガバナンスしていこうという観点である。趣旨を修正したほうが良いと思う。</p> <p>また、陶芸について、滋賀県だからこそ、陶芸を前面に出してもいいのではないかと感じた。</p>
片山会長	博物館法改正の記載については、確認の上、適切に記載してほしい。
岡田委員	<p>パブコメの意見を踏まえ、修正しており良いと思う。</p> <p>陶芸について、記載するとベターという意見もあるが、例えば、「デザインは記載しないのか」などの意見もあるかもしれない。以前、国に確認したところ、デザインは美術の中に含まれていると言われたことがある。いろいろ書き始めると、すべて書かないといけないということも考えられる。記載する範囲のバランスについても、議論する必要があるのではないか。</p> <p>評価について、文化振興施策の専門家ではないが、大学の評価についても、P D C Aにおいて、カリキュラムに反映できているかをチェックしている。文化振興施策を考える上で、文化振興の有効性が図れているのか、評価指標にゆだねられている。</p> <p>県において、多くの施策を行っている割には、チェックが単調な印象がある。評価指標の結果を踏まえて、改善されているのか気になる。現状の評価方法が適切だと言える有効性の根拠が必要。</p> <p>県の施策が効果的であるということをどうやって測るのか、色々な角度から評価する必要があり、大学でも同じ課題を感じている。次年度に向けて検討いただ</p>

発言者	発言内容
	きたい。
田村委員	<p>公文書館について、文化施設といえるのか。公文書館の文書は全て公開されているわけではない。人権にかかる情報や個人情報などを含んだ文書資料もあり、公開請求があっても難しいケースもあると思う。文化と表現してしまうと、「なぜ、公開できないのか」と言われかねない。言葉尻を取られる可能性もある。文化施設を施設と改めるなど、公文書館について、もう少し扱いを検討してはどうか。</p>
片山会長	<p>用語について、精査されたほうが良いと思う。 そもそも、法律上、文化施設という用語はなく、政策上、使用している言葉である。</p>
上田委員	<p>色々な政策・施策の評価に関わる機会があるが、この頃は、政策・施策の中身を評価する前の段階で、採用している指標そのものの妥当性について議論になることが多い。例えば、評価指標において、観光客数を設定している市町もあるが、企業テーマパーク施設等の観光客数を単純に計上してしまうと、その市町本来の力なのかと疑問に感じてしまう。施設を誘致してきたという点で評価することはできるが、では、その指標に関して、市民・県民はどんなふうに関与して協力できるか、という意欲や、その後のアクションを喚起するには至らない。時代が変わってきた中で、指標については、しっかり議論をし、県民が共感でき、私たちも頑張ろうと思える指標を設定してもいいのではないか。</p> <p>先ほども提起したAIの進展に伴う課題については、文化芸術の担い手の育成にも関わってくると考える。作者・作品の権利を保護する一方、制作者であれ、鑑賞者であれ、いずれの立場に立つにしても、文化芸術にまつわる自他の権利を保護することについて、リテラシー向上なども含め、人材育成の側面からもしっかりと位置付けていくことが必要。</p>
片山会長	評価指標については、基本方針を策定した後が大事である。
上田委員	先ほど、御紹介した市町では、審議会とは別に、評価するための機会を設定していた。
井上委員	<p>始めに意見したことの補足であるが、資料2の28ページ28行目、「作品であること等」の等について、再度、検討いただきたい。</p> <p>また、資料3の項目11について、「滋賀県史の編さんなど」と記載があるが、公</p>

発言者	発言内容
文化芸術振興課	文書館の機能と「など」の内容について、教えてほしい。
田村委員	公文書館については、県として保存している文書の歴史的価値を認め、研究し、県民の共有物としている。共有する方法として、展示等を実施している。「など」については、確認する。
片山会長	<p>以前、公文書館の方に話を聞いたところ、業務の多くが公文書公開に関するここと聞いた。その業務があるので、単なる文化施設とは言えないのではないかと思った。再度、検討されてはどうか。</p>
田村委員	<p>滋賀県はアール・ブリュット等、障害者の文化芸術活動や共生社会に積極的に取り組んでいる最先進県であり、パブリックコメントでも、障害、国籍、地域格差についての御意見があり、それが滋賀県の特徴だと思う。</p> <p>滋賀県全体の理念として、そこを大事にしているということを示すことができればいいと思う。個々に文言を修正するのではなく、知事の冒頭あいさつ文など全体を通じてまとめられればいいと思う。</p> <p>各分野について、どのように記載するのかについて、広域自治体では難しいと感じる。基礎自治体であれば、陶芸の町と記載することも可能だと思うが、滋賀県には、色々な活動者がおられ、色々な活動が存在している。</p> <p>一方で、例えば、「陶芸をはじめとする」などの書きぶりができればいいと思う。共生社会の部分も、陶芸の記載についても、滋賀県らしさをどう表現するのかという点である。</p>
片山会長	<p>第3次では副題があるが、第4次については、どう考えているのか。記者が記事を書くにあたり、見出しどとなる副題は重要だと思う。</p> <p>会長がお話しされたように、広く分け隔てのない文化振興を目指している点がこの基本方針の特色のように思う。わかりやすく発信していただきたい。地域の特色に踏み込んだ表現を前面に出すにはさらなる検討が必要だと思う。今後の課題ととらえてほしい。</p>
上田委員	答申の際は、記者に公開する。また、完成する基本方針には、知事のあいさつ文があるので、滋賀県らしさを伝える大事な部分だと思う。
	資料2の32ページ11行目について、滋賀移住・交流促進協議会の会長もしているが、「選んでいただけるよう」という控えめな書き方ではなく、発表・活躍の拠

発言者	発言内容
	<p>点は県外にあるとしても、アトリエは本県に構えて活動している作家も多いことなどを踏まえて、「移住を考える人びとに対して、良好な制作環境が確保できることも含めて、滋賀県の文化芸術に関する土壤の豊かさが伝わるよう」といった表現が良い。</p>
文化財保護課 文化芸術振興課	<p>■ 配布チラシの説明 配布チラシにて説明。</p>
田村委員	以前の琵琶湖文化館にあったトンボはどうなっているのか。
文化財保護課	屋根の改修に合わせて、現在、芸能文化館で収蔵している。今後、どこかで設置したいと思い、検討している。
田村委員	子どもにとって、文化館という言葉は覚えづらいかもしれないが、見た目の特色があれば親しみをもってもらいやすいのではないか。私自身も幼少期、文化館ではなく、トンボの建物として認識していた。
文化芸術振興課長	<p>挨拶 ■ 閉会</p>